

3. 個別プロジェクト研究

1) ガバナンス部門(部門責任者)

尾崎一郎（教授・法社会学）

本年度の活動成果としては次のようなものがある。

第1に、2012年5月12日の日本法社会学学会学術大会においてミニ・シンポジウム「市民の司法参加の正統性基盤—欧州陪参審員調査中間報告—」を企画し同名の報告を行った。これは、2010年度から科学研究費の補助を受けて行っている海外学術調査の中間成果を取り纏めたものである。また翌13日の同大会全体シンポジウム「法と正義の相剋」において、パネリストとして、「法と正義—その親和性と懸隔—」と題する報告を行った。同報告は、法社会学会誌『法社会学』の78号（2013年3月発行）に同タイトルで掲載された。

なお、この海外調査の関係では10月下旬にドイツのベルリンで、3月中旬にパリとベルギーで、それぞれ訪問面接調査を行った。すなわち、10月にはドイツ参審員協会の啓蒙行事に参加し、同協会のPetra Pflanz氏とHasso Lieber会長にインタビューを行った。3月にはパリ、ブリュッセルの陪参審裁判を傍聴し、さらにフランスの参審員協会（参審員経験者が自発的に組織したNGO）のJean Paul Lochu会長とMarie Claudine Jacquemont事務局長へのインタビューを行った。フランス、ドイツ、ベルギーに制度の差を超えて司法の市民参加の正統性の意識が深いレベルで共有されていること、同時に実際の陪審員、参審員は多少なりとも葛藤を抱えて法廷に赴き、一連の審理を経て司法への新たなコミットメント意識を抱くようになること、があらためて確認された。本調査に於いて初めて実際の経験者へのインタビューが可能になった（フランス）。

第2に、センター所属教員である長谷川晃教授を中心に行われてきた法のクレオールについての共同研究が、長谷川晃編『法のクレオール序説—異法融合の秩序学—』（北海道大学出版会）に結実し6月に公刊された。同書に、「日本における法文化の変容と法のクレオール」と題する論考を寄稿した。

第3に、センターとGCOEの共催で2010年8月および2011年12月に行ってきた、Gunther Teubner教授の法理論についてのワークショップの成果が、瀬川信久編『システム複合時代の法』（信山社）として11月に公刊された。同書にトイブナー教授の論考の翻訳（綾部六郎氏と共訳）と「トイブナーの社会理論と法律学」と題する解説論文を寄稿した。

総じて、本年度は、社会学的法律学の可能性、法文化論の社会構築主義的再編成、反省的社会学としての法社会学の再構成といった、ここ数年取り組んできた法（社会）学方法論についての自分なりの検討に一応目鼻をつけて公表した年度となった。2013年度以降は、西欧の陪参審についての調査を完了されるとともに、改めて、本来の研究対象である都市の地域共同体について、実証的かつ理論的研究を進めることになる予定である。